

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の五の二第二項及び第四項並びに第二十七条の十一の二第二項及び第三項の規定に基づき、同令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準並びに同令第五条の五の二第四項及び第二十七条の十一の二第三項の規定に基づく地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（令和六年経済産業省告示第百三十号）

最終改正 令和六年九月二日

租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項に規定する地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成二十九年農林水産省、経済産業省、国

生労働省、
土交通省、告示第一号）第一項第五号に該当することとし、同令第五条の五の二第四項及び第二十七条の十

総務省、財務省、厚
農林水産省、環境省、
経済産業省、国

一の二第三項に規定する地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、同告示第一項第五号及び第六号に該当することとする。